

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放課後児童クラブファイル	
行政機関等の名称	逗子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童クラブの入所に係る事務手続きのために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	放課後児童クラブ入所申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請書の受理	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	逗子市放課後児童クラブ指定管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 逗子市総務部情報公開課	
	(所在地) 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

別紙

1 年度、2 児童住民番号、3 児童名、4 児童カナ氏名、5 児童性別、6 児童住所、7 大字コード（児童）、8 大字名（児童）、9 保護者住民番号、10 保護者名、11 対象開始年月日（保護者）、12 対象終了年月日（保護者）、13 扶養義務者住民番号、14 扶養義務者名、15 配偶者住民番号、16 配偶者名、17 生年月日（児童）、18 措置開始年月日（児童）、19 措置終了年月日（児童）、20 母申請理由名、21 父申請理由名、22 入所決定日、23 退所決定日、24 解除事由名、25 保育所名称、26 保育所番号、27 市年齢、28 市階層、29 市保育料、30 学年、31 小学校、32 課税認定開始月、33 課税認定終了月、34 市民税均等割、35 市民税所得割、36 所得税、37 固定資産税、38 日割り日数、39 電話区分（1）、40 電話番号（1）、41 電話区分（2）、42 電話番号（2）、43 電話区分（3）、44 電話番号（3）、45 世帯番号、46 入所決定区分、47 申請日、48 入所調査日、49 解除事由、50 所在地、51 処遇加算、52 申込期間開始日、53 申込期間終了日、54 不承諾日、55 異動日、56 保育異動事由、57 保育異動事由名、58 算定月、59 国階層、60 国減額、61 国徴収金、62 支弁額、63 市減額、64 市減額名、65 市決済年月日、66 課税異動事由、67 課税異動事由名、68 課税認定年月日、69 在籍小学校コード、70 長期休暇 春休み（4月）、71 長期休暇 夏休み、72 長期休暇 冬休み、73 長期休暇 春休み（3月）、74 利用月（4月）、75 利用月（5月）、76 利用月（6月）、77 利用月（7月）、78 利用月（8月）、79 利用月（9月）、80 利用月（10月）、81 利用月（11月）、82 利用月（12月）、83 利用月（1月）、84 利用月（2月）、85 利用月（3月）、86 利用曜日（日）、87 利用曜日（月）、88 利用曜日（火）、89 利用曜日（水）、90 利用曜日（木）、91 利用曜日（金）、92 利用曜日（土）、93 利用時間（平日）、94 利用時間名称（平日）、95 利用時間（休業日）、96 利用時間名称（休業日）、97 加算額、98 加算額名、99 単価、100 調定区分名（期別）、101 保育料（期別）、102 減免理由（期別）、103 減免額（期別）、104 障がい児区分